

(一社)兵庫労働基準連合会西協事務所規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本事務所は(一社)兵庫労働基準連合会西協事務所(以下事務所という)と称する。

(所在地)

第2条 事務所は西協労働基準協会(以下協会という)内に置く。

(目的)

第3条 事務所は労働安全衛生法に定める技能講習等を実施する。

第2章 事務局

(職員)

第4条 事務所の事務を処理するため事務局を設け、職員若干名を置く。

1. 所長 1名 (事務局長を充てる)
2. 実施管理者 若干名
3. 監事 2名 (協会監事が兼任)
4. 職員 若干名 (協会職員が兼任)

2. その他事務局の運営等(技能講習実施要領)については別に定める。

第3章 資産及び会計

(資産の管理等)

第5条 技能講習にかかる繰越金及び欠損金は事務所の損益とする。

2. 資産管理及び処分は(一社)兵庫労働基準連合会及び協会の定める方法によるものとする。

(業務計画等)

第6条 事務所の毎年度の講習実施計画は事務所において立案し、(一社)兵庫労働基準連合会、協会理事会及び総務へ報告すること。

(予算決算等)

第7条 事務所の毎年度の予算は事務所において立案し、(一社)兵庫労働基準連合会、協会理事会及び総務へ報告する。また決算は遅滞なくその年度末の財務諸表を作成し、監事の監査証明書と共に(一社)兵庫労働基準連合会、協会理事会及び総会に報告すること。

(会計年度)

第8条 事務所の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

(規則の施行)

第9条 この規則は平成17年4月1日より施行する。

第4章 附則

制定 平成17年4月1日

改訂 平成25年4月1日